

## 1 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置

### (1) 公共施設等の名称

春米発電所

### (2) 立地

#### ① 取水口及び導水路

ア 茗荷谷ダム

八頭郡若桜町大字茗荷谷

イ 宮の谷本流取水口及び宮の谷支流取水口

八頭郡若桜町大字湍見

ウ 羽佐利川取水口及び八東川取水口

八頭郡若桜町大字落折

エ 久曾木谷川取水口、カジナミ川取水口及び大瀬谷川取水口

八頭郡若桜町大字小船

オ 若浪川取水口

八頭郡若桜町大字中原

カ 根安川取水口

八頭郡若桜町大字根安

キ 幹線圧力隧道

八頭郡若桜町大字茗荷谷から同町大字大炊まで

ク 1号取水支線

八頭郡若桜町大字湍見から同町大字茗荷谷まで

ケ 2号取水支線

八頭郡若桜町大字落折

コ 3号取水支線

八頭郡若桜町大字落折から同町大字長砂まで

#### ② 発電所（調圧水槽、水圧鉄管及び発電所）及び放水口（放水路及び放水口）

八頭郡若桜町大字大炊

### (3) 規模（最大出力）

7, 900キロワット

### (4) 配置

別図のとおり

## 2 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

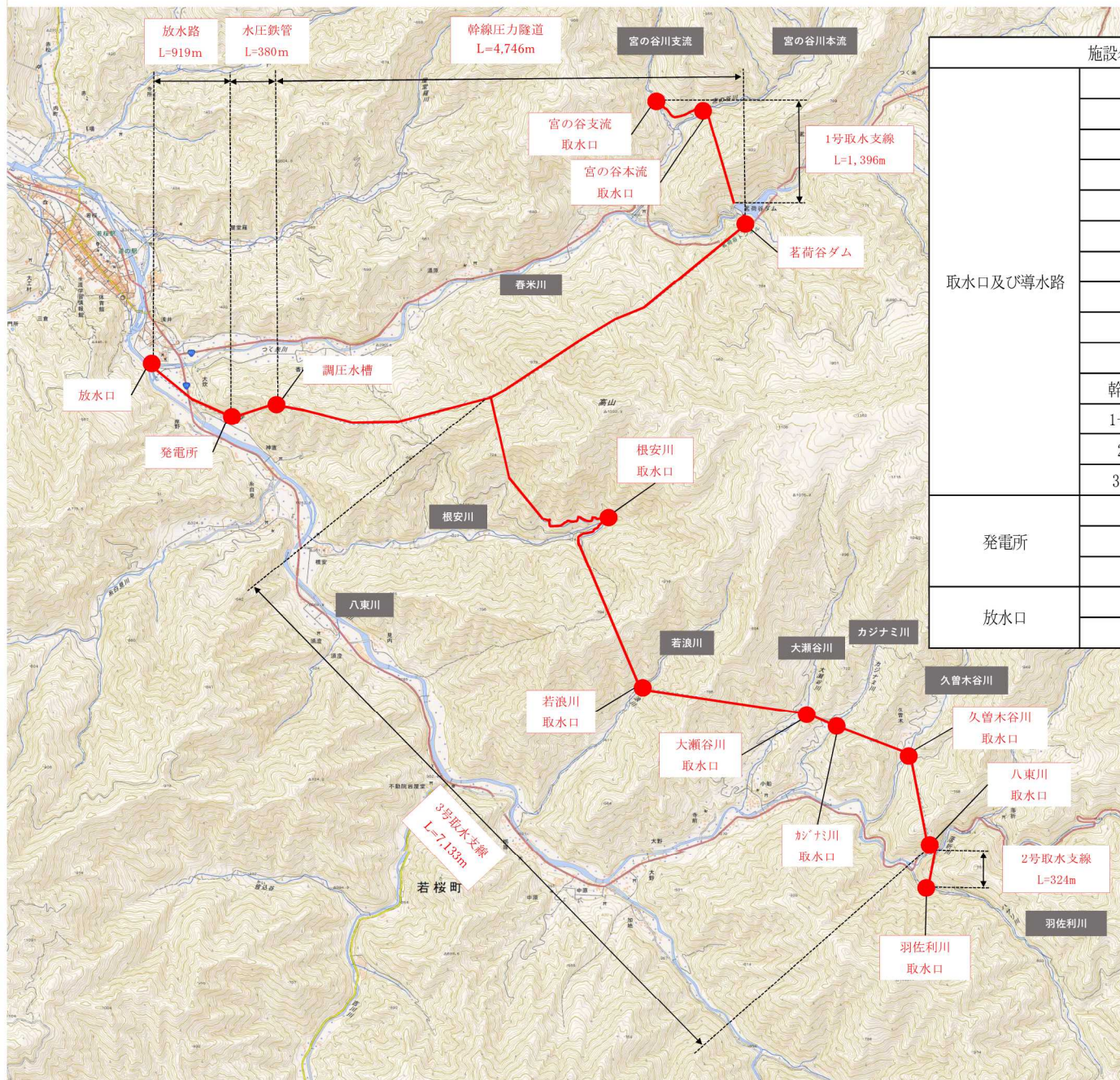
春米発電所に係る運営維持業務

## 3 公共施設等運営権の存続期間

令和2年9月1日から令和22年8月31日まで

ただし、公共施設等運営権者が、令和20年8月31日までに公共施設等運営権の存続期間の延長を鳥取県に協議し、公共施設等運営権者に延長前の運営権の存続期間内に特定事業契約に対する重大な義務違反がなく、運営維持業務の内容、運営権対価の追加の支払いその他の条件について鳥取県及び公共施設等運営権者が合意した場合には、公共施設等運営権の存続期間の満了日は、令和37年3月31日まで延長されるものとする。また、延長後の公共施設等運営権の存続期間の満了日の2年前までに同じ手続が行われ、鳥取県及び公共施設等運営権者が合意した場合は、公共施設等運営権の存続期間は、令和52年3月31日まで更に延長されるものとする。

# 公共施設等運営権の設定に係る対象施設の配置図



	施設名	立地
取水口及び導水路	茗荷谷ダム	八頭郡若桜町大字茗荷谷
	宮の谷本流取水口	八頭郡若桜町大字測見
	宮の谷支流取水口	八頭郡若桜町大字測見
	羽佐利川取水口	八頭郡若桜町大字落折
	八東川取水口	八頭郡若桜町大字落折
	久曾木谷川取水口	八頭郡若桜町大字小船
	カジナミ川取水口	八頭郡若桜町大字小船
	大瀬谷川取水口	八頭郡若桜町大字小船
	若浪川取水口	八頭郡若桜町大字中原
	根安川取水口	八頭郡若桜町大字根安
発電所	幹線圧力隧道 L=4,746m	八頭郡若桜町大字茗荷谷から同町大字大炊まで
	1号取水支線 L=1,396m	八頭郡若桜町大字測見から同町大字茗荷谷まで
	2号取水支線 L=324m	八頭郡若桜町大字落折
	3号取水支線 L=7,133m	八頭郡若桜町大字落折から同町大字長砂まで
放水口	調圧水槽	八頭郡若桜町大字大炊
	水圧鉄管 L=380m	八頭郡若桜町大字大炊
	春米発電所	八頭郡若桜町大字大炊
	放水路 L=919m	八頭郡若桜町大字大炊
	放水口	八頭郡若桜町大字大炊

凡例	
● 及び	公共施設等運営権設定対象施設